

ガス小売供給約款

(店舗応援ガス)

株式会社エコログ

〔2026年10月1日改定版〕

目次

I 総則	1
1 適用	1
2 供給約款の変更	1
3 定義	2
4 日数の取り扱い	4
II 使用の申し込みおよび契約	4
5 使用の申し込み	5
6 契約の成立および変更	5
7 承諾の限界	5
8 名義の変更	5
9 ガス供給契約の解約	6
10 契約消滅後の関係	7
III 検査	7
11 供給施設等の検査	7
IV 契約種別および料金	7
12 契約種別および料金	7
V 検針および使用量の算定	8
13 検針	8
14 計量の単位	8
15 使用量の算定	8
16 使用量のお知らせ	10
VI 料金等	11
17 料金の適用開始	11
18 料金の算定および精算	11
19 料金の支払義務および支払期日	12
20 料金その他の支払方法	13
21 遅延損害金	14
22 保証金	15

23 債権の譲渡.....	16
VII 供給.....	16
24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性.....	16
25 供給または使用の制限等.....	17
26 供給停止.....	17
27 供給停止の解除.....	18
28 供給制限等の賠償.....	18
VIII 保安.....	18
29 供給施設の保安責任.....	18
30 周知および調査義務.....	18
31 保安に対するお客さまの協力.....	19
32 お客さまの責任.....	20
IX 工事.....	20
33 ガス工事.....	20
X その他.....	21
34 違約金.....	21
35 使用場所への立ち入り.....	21
36 お客さまに関する情報の取扱い.....	22
37 反社会的勢力の排除について.....	22
38 専属的合意管轄裁判所.....	22
附 則.....	24
別 表.....	25

I 総則

1 適用

- (1) このガス小売供給約款（以下「本供給約款」といい、本供給約款およびその他当社とお客さまで合意した内容にもとづき成立するガスの小売供給に関する契約を以下「ガス供給契約」といいます。）は、当社が一般の需要に応じガス小売事業者としてガスを供給する場合に共通して適用される基本的な供給条件等を規定したものです。なお、ガス料金を含む各契約種別の内容については、当社が別表第 1（供給区域等）に定める管轄エリア毎の料金表（以下「料金表」といいます。）によります。また、本供給約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表の定めが優先するものとします。
- (2) 本供給約款は、別表第 1 の供給区域に適用いたします。
- (3) 本供給約款に定めのない細目事項は、必要に応じて本供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまには、必要に応じて、一般ガス導管事業者（3（25）参照）と別途協議を行っていただくことがあります。

2 供給約款の変更

- (1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款（3（27）参照）が改定された場合、法令の改正により本供給約款の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本供給約款を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から変更後の本供給約款によります。
- (2) 当社は、本供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款を当社ホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) 本供給約款、料金表及びガス供給契約の内容（以下「本供給約款等」といいます。）を変更する場合には（4）に定める場合を除き、ガス事業法第 14 条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メール送信をする方法、その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものとします。また、同法第 15 条に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称、住所及び契約年月日、その当該変更した事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。なお、インターネット上での開示または電子メール送信をする方法による場合は、いずれも PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。
- (4) 本供給約款等について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他ガス供給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、供給条件の

説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (5) 当社は、一般ガス導管事業者の託送料金の改定、原料調達費用の変動、その他の理由により料金の値上げが必要となる場合には、次の手順に従いガス供給契約における新たな基本料金や従量料金の単価を定めることができますものとし、

イ 当社は、事前に新たな単価及びその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を書面、インターネットでの開示、または電子メールの送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

ロ お客さまは、新たな単価を承諾しない場合には、本適用開始日の10日前までに当社に対して廃止を通知することでガス供給契約を廃止することができます。この場合にはガス供給契約は本供給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了するものとし、お客さまが当該需要場所（3(28)参照）にかかるガスの供給及び使用に関する契約を新たに締結しない限り閉栓いたします。

ハ ロに定める期限までにお客さまにより廃止の通知が無い場合には、お客さまは新たな単価を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日より新たな単価を適用いたします。

3 定義

次の言葉は、本供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

—熱量—

(1) 「熱量」… 摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

(2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

—圧力—

(4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

—ガス工作物—

(7) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用い

るものをいいます ((9)から(18)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。)

—供給施設—

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

—導管—

- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の関係法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当該一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、当該一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること

- (10) 「供給管」… 本支管から分岐して、道路とお客さまが所有または占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。

- (11) 「内管」… (10)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

- (12) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます（ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含みません。）。

—導管以外の供給施設—

- (13) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

- (14) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

- (15) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。

- (16) 「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当該一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

- (17) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。

(18) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

—消費機器—

(19) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

—その他の定義—

(20) 「ガス工事」… 供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(21) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーター等の指示値を目視または通信設備等により読み取ることをいいます。なお、あらかじめ定めた日に毎月1度検針することを「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。

(22) 「ガスメーターの能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。

(23) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(24) 「消費税率」… 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(25) 「一般ガス導管事業者」… ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者のうち、お客さまに適用される個別要綱の適用条件に記載された事業者をいいます。

(26) 「ガス小売事業者」… ガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。

(27) 「託送供給約款」… ガス事業法第2条第6項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

(28) 「需要場所」… お客さまがガスを使用する場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいい、託送供給約款に定めるところによるものといたします。

(29) 「スイッチング」… 同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

4 日数の取り扱い

本供給約款および料金表において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申し込みおよび契約

5 使用の申し込み

- (1) お客さまが本供給約款等に基づくガス供給契約を締結することを希望する場合には、あらかじめ本供給約款等及び託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ当社にお申し込みをしていただきます。
- (2) 申込みの際には、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法によりお申し込みをしていただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。
- (3) (1)のガスの使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまは一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき一般ガス導管事業者へガス工事のお申し込みをしていただきます。
- (4) 申し込みの受付場所は、当社所定の場所で受け付けます。なお、当社の判断により電話、インターネット等によるお申し込みを受け付ける場合があります。

6 契約の成立および変更

- (1) ガス供給契約は、当社が5(1)のガスの使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。ガス供給契約の内容を変更する場合にも同様といたします。なお、当社はガス供給契約に基づくガス小売供給開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (2) ガス供給契約にかかる契約書を作成するときは、(1)にかかわらず、契約書作成時に成立するものといたします。
- (3) 期間の定めのあるガス供給契約が更新される場合において、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第15条に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネットでの開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び、住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

7 承諾の限界

当社は、法令、ガスの供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、一般ガス導管事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまのガス供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

8 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス供給契約に関する全ての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。但

し、22によりお客さまが当社に対して有する保証金返還請求権は、別途当社が承諾する場合に限ります。)を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。

- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス供給契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

9 ガス供給契約の解約

- (1) お客さまがガスの使用を終了しようとする場合（スイッチングによるものを含みます。）は、原則として、希望する終了日の3か月前の日（以下「解約予告日」といいます。）までに、当社に通知していただきます。当社および当社から連絡を受けた一般ガス導管事業者は、原則として、お客さまから通知された終了日に供給を終了させるための適当な処置を行いません。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (2) お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに26の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (3) 当社は、ガスの供給の継続が困難な場合には文書でお客さまに通知することによって、ガス供給契約を解約することがあります。
- (4) 当社は、26の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス供給契約を解約することがあります。
- (5) 当社は、お客さまから、支払期限日を経過しても料金、延滞利息その他本供給約款等に基づく債務のお支払いがない場合に、及び当社とその他の契約（すでに消滅しているものも含む）の料金または延滞利息についてお支払いがない場合には、解約の15日前及び5日前を目安にお客さまに予告して、ガス供給契約を解約することがあります。
- (6) ガス供給契約は、(2)、(3)、(4)、(5)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了日に終了いたします。
- ① 当社がお客さまの終了通知を解約予告日以降に受けた場合は、通知を受け、当社と一般ガス導管事業者との間の託送供給に係る契約における終了手続きが完了した日といたします。
 - ② 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）によりガスの供給を終了させるための処置ができない場合は、ガス供給契約はガスの供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

- ③ 当社に対して一切の連絡を行うことなく、お客さまが当社以外のガス小売事業者が提供するガス供給サービスを申込みによりガス供給契約が終了する場合は、一般ガス導管事業者によるスイッチングに係る手続きが完了した日に終了するものとしてします。

10 契約消滅後の関係

- (1) ガス供給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、9の規定によってガス供給契約が解約されても、消滅いたしません。
- (2) 一般ガス導管事業者は、9の規定によってガス供給契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

III 検査

11 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができ、当社より一般ガス導管事業者にその請求を行います。この場合の検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。(2)において同じ。)はお客さまのご負担となります。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器およびガスメーター以外のガス計量器等については一般ガス導管事業者、消費機器については当社に、それぞれ法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまにご負担いただきます。
- (3) 当社は、(1)および(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、当社が(1)および(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。

IV 契約種別および料金

12 契約種別および料金

契約種別ならびにその契約種別における提供条件および料金等の内容は、管轄エリア毎に定める料金表の定めのとおりといたします。

V 検針および使用量の算定

13 検針

—検針の手順—

- (1) 3(21)に定める「定例検針」は、託送供給約款の規定にもとづき、一般ガス導管事業者が行います。
- (2) 当社または一般ガス導管事業者は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、当社または一般ガス導管事業者が託送供給の実施に支障がなく検針する必要がないと判断した場合は、この限りではありません。
 - ① 新たにガスの供給を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、④の場合及びスイッチングによる場合を除きます。）
 - ② 解約を行った日（スイッチングによる場合を除きます。）
 - ③ 26の規定によりガスの供給を停止した日
 - ④ 27の規定によりガスの供給を再開した日
 - ⑤ ガスメーターを取り替えた日
 - ⑥ その他当社または一般ガス導管事業者が必要と認めた日

—検針の省略—

- (3) 当社または一般ガス導管事業者は、託送供給約款の規定にもとづき、(1) および(2)に定める検針を省略することがあります。
- (4) 当社および一般ガス導管事業者は、(2) ③の供給停止に伴う検針日と(2) ④の供給再開に伴う検針日の日数が5日以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (5) 上記各項のほか、お客さまの不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針されない場合があります。

14 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 15(9)または15(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

15 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読み等により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメータ

ーを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量とします。

- (2) (1)の「検針日」とは次の日を言います ((3)、(7)において同じ)。
- ① 13 (1)、(2) ①から④および⑥の日であって、検針を行った日。ただし、あらかじめ一般ガス導管事業者が指定した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。
 - ② 15 (4) から (7) までの規定により使用量を算定した日
 - ③ 15 (8) の規定により使用量を算定した場合には検針すべきであった日
- (3) (1)の「料金算定期間」とは次の期間をいいます。
- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間 (②及び③を除く)
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合または27の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間
 - ③ 26の規定によりガスの供給を停止した日に27の規定によりガスの供給を再開した場合、供給開始日の翌日から次の検針日までの期間

ー お客さまが不在の場合の使用量算定等 ー

- (4) 当社は、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には、その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。
- この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ (小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。
- ① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきには、その月の使用量は0立方メートルといたします。
 - ② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。
- (7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

－ 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 －

- (8) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(10)または(11)に準じて使用量を算定し直します。
- (9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分をこえない範囲内で、別表第2の算式により使用量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。
- (10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。
- (11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ改めて使用量を算定し直します。
- (12) 当社は、24(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第3の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

16 使用量のお知らせ

当社は、15の規定により一般ガス導管事業者から使用量を算定した結果を受領したとき、及び当社との協議の結果を、インターネット上で開示その他当社が適当と認める方法によ

りお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望される場合で、当社が認めたときは、当社はお客さまに対して利用明細書を発行するものとします。この場合、お客さまは、1 供給地点につき 220 円（税込）の発行手数料を、発行対象月の料金に加算して当社に支払うものいたします。

VI 料金等

17 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用を開始した日または供給停止の解除により供給を再開した日から適用いたします。ただし、お客さまが当社との間で締結していたガス供給契約の種別を変更（割引制度の新規適用、変更及び適用除外を含みます。）する場合は、料金適用開始日は変更後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が 13(2)①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、従前の契約の契約条件にもとづき料金を算定いたします。

18 料金の算定および精算

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ① ガスの供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは供給契約が終了した場合または需要場所を新たに設定した場合
 - ② 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、ガス供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 当社は、15(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (4) 当社は、すでに料金としていただいた金額と15(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (5) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、24(2)で定める標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合には、別表第4の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果 1 円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 当社は、(1)①または②の場合は、次により料金を算定いたします。
 - ① 基本料金は、別表5 (1)①により日割計算をいたします。
 - ② 従量料金は、日割計算をいたしません。
 - ③ ①および②によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (7) (6)①の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。
- (8) 当社は、日割計算をする場合には、お客さまに対して、必要に応じて計量値の通知をいたします。

19 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - ① 検針日といたします。ただし、15 (2) ①の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、13 (3) の場合の料金または13 (4) により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、16の場合は、料金の算定期間の使用量が協議によって定められた日といたします。なお、15 (1) の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。
 - ② 20(7)の場合は、当該支払期に属する最終月の①による日といたします。
 - ③ 供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、(3)の場合を除き、検針日の属する月の末日で締め、翌々々々月末日（締日が属する月をN月とした場合のN+4月末日。なお、末日が金融機関の営業日でない場合には翌営業日とし、以下19において同様とします。）までに支払っていただきます。
- (3) (2)の定めにかかわらず、次の場合はそれぞれ定める支払期日までに支払っていただきます。
 - ① 9(1)の定めに従い供給契約が終了する場合
 - (イ) 9(1)で定める解約予告日時点において支払期日が到来しておらず、かつすでに支払義務が生じている料金については、解約予告日の翌月末日までに支払っていただきます。
 - (ロ) 9(1)で定める解約予告日時点において支払義務が生じていない料金については、検針・計量日の属する月の末日で締め、翌月末日までに支払っていただきます。
 - ② ①によらず供給契約が終了する場合
 - (イ) 供給契約終了日時点において支払期日が到来しておらず、かつすでに支払義務が生じている料金については、供給終了日の翌月末日までに支払っていただきます。
 - (ロ) 供給契約終了日時点において支払義務が生じていない料金については、検針日の属する月の末日で締め、翌月末日までに支払っていただきます。
- (4) 一般ガス導管事業者の託送供給等約款に基づいて発生し、当社がお客さまに請求する

工事費負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、33の定めに従い支払っていただきます。

- (5) 34(4)に定める未告知違約金は、最終の基本料金および従量料金の支払い時に、34に定める未告知違約金以外の違約金等については、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により、支払っていただきます。

20 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として①の方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則として②または③の方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。

- ① お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、クレジットカード決済日は、お客さまに支払義務が生じた日以降の当社の任意の日とし、支払い期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払い状況に等により当社に料金の立替払いの支払いが行われない旨の通知があった場合は、その通知があった日といたします。
- ② お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払い義務発生日の翌月26日といたします。
- ③ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌月末日といたします。なお、振込手数料はお客さまのご負担となります。
- ④ お客さまが料金をコンビニ払込票によって支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払い期日は、支払い義務発生日の翌月末日といたします。なお、事務手数料として、支払い1回あたり550円（税込）をお客さまにご負担いただきます。
- ⑤ 前四号でのお支払いが確認できない場合、以下の支払方法のいずれかによりお支払いいただくことがあります。この場合、支払方法に応じて以下に記載する事務手数料をお客さまにご負担いただきます。なお、事務手数料はイまたはロの方法によるお支払いの翌月末日までにご請求いたします。

イ コンビニ払込票によるお支払いの方法

事務手数料は、支払い1回あたり550円（税込）とします。

□ PayPayによるお支払いの方法

事務手数料は、支払い1回あたり550円（税込）とします。

- (2) 工事費等については、当社が一般ガス導管事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で支払っていただきます。
- (3) お客さまが料金を(1)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - ① (1)①により支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ② (1)②により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ③ (1)③により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ④ (1)④または⑤により支払われる場合は、料金が当社指定の口座に払い込まれたとき。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (6) (1)にかかわらず、供給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (7) 料金について、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

21 遅延損害金

- (1) お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けることがあります。ただし、料金については、料金を20 (1)②により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。
- (2) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年14.6パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏

年に属する日については366日当たりの割合とします。) を乗じて算定してえた金額といたします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

- (3) 遅延損害金は、原則として、お客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

22 保証金

- (1) お客さまは、当社による供給の開始または供給継続の条件として、1ガス供給契約につき1月あたり金300円（不課税）の保証金を当社に対して預け入れるものとします。なお、保証金は1ガス供給契約につき金45,000円を上限とします。
- (2) お客さまは、前項に定める保証金を、料金と一緒に当社に対して支払うものとします。
- (3) 当社は、ガス供給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金に利息を付しません。
- (5) 当社は、託送供給約款が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、またはその他当社が必要と判断した場合、(1)にて定める保証金の内容（1月あたりの金額または上限金額のいずれか一方、もしくはその両方とします）を変更することがあります。なお、変更後の内容の告知、説明、及び書面交付の方法等は、2(3)にて定める方法を準用します。
- (6) お客さまは、ガス供給契約の申込み時に当社に対して提出したお客さまの契約住所、需要場所住所、連絡先等（以下「お客さま情報」といいます。）を変更した場合は、直ちに当社に対して変更後のお客さま情報を申込確認書により通知するものとします。なお、お客さまが当社に対して有する保証金返還請求権が存続する限り、お客さまが本項に基づき負う通知義務も有効に存続するものとします。
- (7) 当社は、供給契約が終了した場合で、かつ、保証金を、お客さまの未払い債務に充当してもなお残額がある場合等、お客さまに返還すべき保証金がある場合には、別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまにお返しいたします。なお、当社は、本項に定める場合のほか、その裁量により、保証金を、別途当社の定める時期までに、お客さまにお返しすることができます。
- (8) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により前項に基づく保証金の返還を行うことができない場合、お客さまに対して書面にて是正を求めるものとします。なお、当社が当該書面を発送した後6ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（(6)に定める通知義務を怠る等その他のお客さまの責めに帰すべき事由により、当該書面がお客

さまに到達しなかった場合を含みます。)には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する保証金返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとしします。

- (9) お客さまが8に定める名義変更の手続きを行う場合、別途当社が承諾する場合を除き、お客さまが当社に対して有する保証金返還請求権は、新たなお客さまに承継されないものとしします。

23 債権の譲渡

- (1) お客さまは、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権の一部または全部を、下記の者に対して当社の裁量により譲渡することができることに合意するものとしします。

①株式会社ビジネスパートナー（法人番号4011101060390）

②株式会社ライフティ（法人番号4011101039906）

③その他当社が別途定める者

なお、法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項で定めるものとし、以後同様といたします。

- (2) 前項の場合、当社と債権の譲受人は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他のガス供給契約に係るお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとしします。

VII 供給

24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガスの消費機器に対する適合性を示すもので、別表第6の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 13A ですので消費機器は13A とされているガス器具が適合いたします。

熱量 標準熱量……………45 メガジュール

最低熱量……………44 メガジュール

圧力 最高圧力……………2.5 キロパスカル

最低圧力……………1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……………	47
最低燃焼速度……………	35
最高ウォッベ指数……………	57.8
最低ウォッベ指数……………	52.7
ガスグループ ……………	13A
燃焼性の類別（旧呼称） ……………	13A

- (3) 当社は(2)に規定する最高圧力をこえるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 当社は (2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによってお客さまが損害を受けられたときはその損害の賠償の責任を負いません。ただし、この場合当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

25 供給または使用の制限等

- (1) 当社または一般ガス導管事業者は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（32(1)の処置をとる場合を含みます。）
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ その他保安上必要がある場合（31(4)の処置をとる場合を含みます。）
 - ⑧ お客さまが託送供給約款その他の関連する規定に違反し、その旨を警告されても改めない場合
- (2) 当社または一般ガス導管事業者は、24(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。

26 供給停止

当社または一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合当社が損害を受けたときはその損害を賠償していただきます。

- ① 35各号にかかげる当社または一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
- ② ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ③ お客さまが3(10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷または失わせて、当社または一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合
- ④ 31(5)および32(4)の規定に違反した場合
- ⑤ その他本供給約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合

27 供給停止の解除

26の規定により供給を停止した場合において、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたことを当社が確認できた場合には供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上、その他必要がある場合にはお客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

28 供給制限等の賠償

当社または一般ガス導管事業者が解約をし、または供給若しくは使用の制限、中止または停止をしたためにお客さままたは第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

VIII 保 安

29 供給施設の保安責任

- (1) 内管およびガス栓等、ガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。
- (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

30 周知および調査義務

- (1) 当社または一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を

防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。

- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

31 保安に対するお客様の協力

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときはただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者はただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客様に当社または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客様は、29(3)および 30(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社および一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社および一般ガス導管事業者は、お客様が当社及び一般ガス導管事業者の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは 24(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等についてお客様と協議させていただくことがあります。
- (8) お客様は、需要場所で使用される機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

32 お客さまの責任

- (1) お客さまは、30(1)の規定により当社または一般ガス導管事業者がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ③ 24(2)に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、ガス事業法第 62 条に基づき、所有及び占有するガス工作物に関して、以下の事項について遵守していただきます。
 - ① 一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること。
 - ② 技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣より発令された場合には保安業務に協力すること。なお、改修の命令が発出されたにも関わらず、お客さまが保安業務に協力をしない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣から当該所有者及び占有者に協力するよう勧告されることがあります。

IX 工事

33 ガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持及び運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法及びガス工事については、託送供給約款等に定めるところによるものといたします。

- 工事費等の支払い及び精算 -

- (1) 当社が一般ガス導管事業者から、託送供給約款にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものいたします。

X その他

34 違約金

- (1) お客さまが不正にガスを使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額および当該不正に関する調査に要した費用等その他の諸経費相当額の総額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般ガス導管事業者が決定した期間といたします。
- (4) お客さまの都合により供給契約を終了する場合で、9(1)にて定める解約手続きを行わない場合 (9(6)③該当する場合を含みます。)、1 供給契約につき金 10,000 円 (不課税) を違約金 (以下「未告知違約金」といいます。) として申し受けます。なお、上記の場合であっても、お客さまが終了日時点において履行していない供給契約に基づく当社に対する債務を、終了日が属する月の翌月末日 (終了日の直後の検針日が終了日の属する月の翌月に属する場合は、翌々月末日) までに全て履行いただいた場合、当社はこれを免除いたします。

35 使用場所への立ち入り

当社および一般ガス導管事業者は次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針
- ② 検査および調査のための作業
- ③ 一般ガス導管事業者の供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業
- ④ 解約に伴いガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 25 または 26 の規定による供給または使用の制限、中止または停止のための作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
- ⑦ その他保安上必要な作業

36 お客さまに関する情報の取扱い

- (1) 当社は、一般ガス導管事業者に 30(2)の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。
- (2) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報を一般ガス導管事業者から提供を受けます。
- (3) お客さまは、当社がガス供給契約の履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うこと、並びに、当社の親会社、子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

37 反社会的勢力の排除について

- (1) お客さまは、当社に対し、加入契約時に次の各号に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - イ 暴力団およびその構成員または準構成員
 - ロ 暴力団関係企業およびその役員または従業員
 - ハ 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体およびその構成員
 - ニ その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員またはこれらの関係者等
- (2) 前項のほか、お客さまは、当社に対し、加入契約時に直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを確約し、かつ将来にわたっても当該行為を行わないことを確約します。
 - イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
 - ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
 - ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ホ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

38 専属的合意管轄裁判所

本供給約款等にもとづくガス供給契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

「ガス小売供給約款（店舗応援ガス）」制改定履歴

（附則、別表含む）

2021年5月1日制定

2021年9月1日改定

2021年9月16日改定

2026年10月1日改定

附 則

1 本供給約款の実施期日

本供給約款は、2026年10月1日から実施いたします。

別 表

(別表第1)

各管轄エリアを管轄する一般ガス導管事業者、およびその供給区域は下表のとおりとします。

管轄エリア	一般ガス導管事業者 名称	供給区域※
東京	東京ガスネットワーク株式会社 (法人番号 1010401159334)	東京ガスネットワーク株式会社の供給区域のうち「東京地区等」
中部	東邦ガスネットワーク株式会社 (法人番号 9180001145487)	東邦ガスネットワーク株式会社の供給区域
九州	西部瓦斯株式会社 (法人番号 6290001088579)	西部瓦斯株式会社の供給区域（福岡エリア）

※ただし、離島は除きます。

(別表第2)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 - A)}{100}$$

2 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

Vは、15(9)の規定により算定する使用量

V1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動または遅動の割合（パーセント）

(別表第3)

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V1 \times (100.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

（備考）

Vは、15(12)の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V1は、ガスメーターの検針量

(別表第 4)

標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

D は、18(5)の規定により算定する金額

F は、18 の規定により算定した従量料金

C は、24(2)に規定する標準熱量

A は、法令に規定する方法によって測定したガスの熱量

(別表第 5)

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

① 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

② 従量料金

料金の算定期間のガス使用量により算定いたします。

(別表第 6)

燃焼速度・ウォッペ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の算式によって得られる数値をいいます。

$$[\text{算式}] \text{MCP} = \frac{\sum (S_i f_i A_i)}{\sum (f_i A_i)} \times (1 - K)$$

MCP は、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表にかかげる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表にかかげる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5C_{O_2} + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表にかかげる値

C_{O_2} は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N 2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O 2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算式] $W I = H / \sqrt{a}$

$$\left(\begin{array}{l} W I = \text{ウォッベ指数} \\ a = \text{ガスの空気に対する比重} \\ H = \text{ガスの熱量 (メガジュール)} \end{array} \right)$$

(3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
1 3 A	1 3 A	52.7	57.8	35	47
1 2 A	1 2 A	49.2	53.8	34	47
5 A	L 2	19.6	22.6	32	52.5
5 B		19.4	22.4	36	54
5 A N		19.0	20.8	29	43

以上